

港区立三田図書館、高輪図書館、港南図書館、台場図書館、高輪図書館分室の 管理運営に関する年度協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）とTRC・大星ビル管理共同事業体（以下「乙」という。）は、港区立三田図書館、高輪図書館、港南図書館、台場図書館及び高輪図書館分室の管理運営に関して、令和7年4月1日に締結した「港区立三田図書館、高輪図書館、港南図書館、台場図書館及び高輪図書館分室の管理運営に関する年度協定書」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり、協定を締結する。

1 原協定書第6条を次のように改める。

（指定管理料の清算）

第6条 乙は、基本協定第31条第5項に定める余剰金等が発生したときは、甲が指定する期限までにこれを返還しなければならない。

2 本変更協定書に定めのない事項又は本変更協定書について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

3 本変更協定書は令和8年2月1日から適用する。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年1月29日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区教育委員会
教育長 新宮弘章

乙 東京都文京区大塚三丁目1番1号
TRC・大星ビル管理共同事業体
代表団体
株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷一文子 ⑩